## 改正消防法施行令施行等に伴うバリアフリー 一化等工事の事前協議の手引き

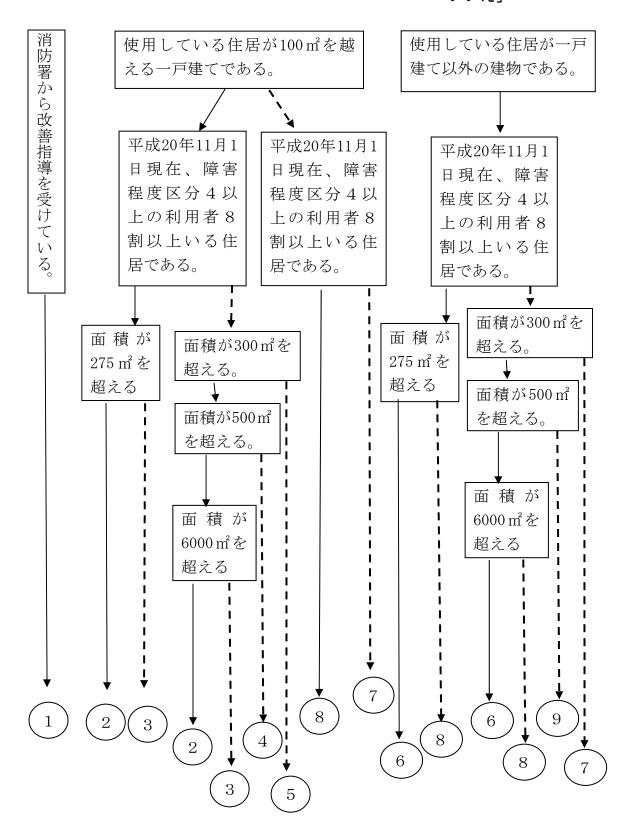
- 1 補助対象事業所と工事内容 設備基準
- 2 協議から申請、工事、実績報告の流れ
- 3 各種書類の書き方
  - (1)事前協議申請書
  - (2) 事前協議書

神奈川県保健福祉部障害福祉課施設福祉班作成

平成20年11月10日

## 1 補助対象事業所と工事内容

-----> 「はい」 ----> 「いいえ」



## 法律上の基準を元に申請のできる主な設備

| 番号 | 内 容   |
|----|---|
| 1  | 消防署等で指導された内容の分かる書類の写しと、その改善に必要<br>な工事費の見積書の写しを添付し、工事内容と額を協議書に記してく<br>ださい。 |
| 2  | (消防法関係)①自動火災報知設備②火災通報装置③スプリンクラー<br>(建築基準法関係)①非常用照明②2以上の直通階段③界壁※ 等         |
| 3  | (消防法関係) ①自動火災報知設備②火災通報装置<br>(建築基準法関係) ①非常用照明②2以上の直通階段③界壁※ 等               |
| 4  | (消防法関係) ①自動火災報知設備<br>(建築基準法関係) ①非常用照明②2以上の直通階段③界壁※ 等                      |
| 5* | (建築基準法関係) ①非常用照明②2以上の直通階段③界壁※ 等   |
| 6  | (消防法関係) ①自動火災報知設備②火災通報装置③スプリンクラー<br>等                                     |
| 7  | ありません。  |
| 8  | (消防法関係)①自動火災報知設備②火災通報装置 等   |
| 9  | (消防法関係)①自動火災報知設備 等  |

- ※ 各設備の基準については地元消防署に確認をして頂く必要があります。
- ※ 消防庁では11月下旬(予定)に自動火災報知設備の基準の緩和について の内容が公布される予定になっています。
- ※ 界壁について該当になった事業所については県障害福祉課施設福祉班に相談してください。
- ※ ⑤に該当したホームで申請を考えるホームは障害福祉課に確認をしてくだ さい。

## 2 協議から申請、工事、実績報告の流れ

